

普通索道事業運送約款

令和 2 年 11 月

梅池ゴンドラリフト株式会社

普通索道事業運送約款

(適応範囲)

○第1条 当社の経営する普通索道に関する運送契約は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習による。

(係員の指示)

○第2条 旅客及び荷主は、安全輸送と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

(運送受け)

○第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引受ける。

(運送受けの拒絶)

○第4条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶する。

- (1) 当該運送の申込みがこの約款によらないとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- (5) 泥酔者等運送上の安全を期しがたいと認められるもの。
- (6) 運輸省令により持ち込みを禁止された物品を携帯している旅客が乗車しようとするとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。
- (8) 係員の指示に従わないとき。
- (9) 前各号に掲げる場合の外、正当な事由のあるとき。

(運送の制限)

○第5条 当社は、天候その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、定員若しくは個数の制限をすることがある。

(乗車券類の所持)

第6条 旅客及び荷主は、所定の乗車券類を所持しなければ乗車できない。

(乗車券類の発売)

第7条 当社は乗車券類を出札所等において発売する。

(乗車券類の効力)

第8条 乗車券類は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有する。ただし、日数券及び時間券等は、当該乗車券を同一人が占有して使用する場合に限って有効とする。

2. 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売した乗車券類は、その券面表示の額にかかわらず通用期間内は有効とする。

(乗車券類の無効)

○第9条 次の号の一に該当する乗車券類は、無効とする。

- (1) 通用期間を経過したもの。
- (2) 転売、転貸された乗車券又は旅客その他の者が故意に偽造、改、変造した乗車券及び汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難となつたもの。
- (3) 使用者名の記載のある乗車券を、その記名以外の者が使用したとき。
- (4) 不正な手段により取得したもの。
- (5) 書換え又は再発行した場合における原券。

(乗車券類の提示及び入鋏等)

○第10条 当社の係員は、旅客及び荷主に対し乗車券類の提示を求め、これを確認、入鋏又は回収する。

(運賃及び料金並びに適応方法)

第11条 当社が旅客若しくは荷主から收受する運賃及び料金並びに適応方法は、主たる事務所その他の営業所又は出札所において提示した運賃及び備付けの適応方法による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第12条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合、乗車券類を所持する旅客及び荷主に対しては、当社の責任による運転再開後の必要な運送継続の措置を行う。

(割増運賃等)

○第13条 当社は、旅客が次の各号の一に該当するときは、その旅客から所持している乗車券の運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金を申し受ける。

- (1) 第9条の無効乗車券類を使用した時。
- (2) 乗車券類を不正乗車の手段として利用したとき。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、日数券等の乗車券を所持する旅客が第9条の規定によりその日数券等の乗車券を無効とされたときは、その旅客から別に定める規定により割増運賃を申し受ける。

(運賃の払い戻し)

第14条 天災及び当社の責により索道の運転ができないときは、別に定める規定により出札所等で払い戻しを行う。

ただし、索道施設に関する技術上の基準を定める省令第37条の風、雨、雪、霧等の一時的な運転中止の場合は、この限りではない。

(乗車券類の紛失)

第15条 旅客が乗車券類を紛失した場合において、当社の係員がその事実を認めることができないときは、旅客は新たに乗車券類の購入をしなければならない。

(乗車券等の再発行)

第16条 当社は旅客の紛失した回数券又は日数券等については、再発行しない。ただし、災害その他の事由によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行する。

(責任の始期及び終期)

○第17条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車した時に始まり、下車した時をもって終わる。

(旅客の遵守すべき事項)

○第18条 旅客は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 非常停止して運転が再開できないときは、救助方法等について連するので、その指示に従うこと。
- (2) 乗車中は禁煙のこと。
- (3) その他安全運送を妨げる行為をしないこと。

(旅客に関する責任)

第19条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負う。

ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、並びに索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
- (2) 事故が当該旅客又は当社の係員以外の第三者の故意又は過失により発生したことが証明されたとき。

(手回り品等に関する責任)

第20条 当社はその運送に関し、旅客の手回り品その他身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責を負わない。

ただし、その滅失又はき損が当社の過失によるものであるときはこの限りではない。

(荷物に関する責任)

第21条 当社は運送を引受けた荷物の滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責を負う。

ただし、当社及び当社の係員が荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかったことを証明したときはこの限りではない。

2. 当社は前項の規定にかかわらず、貨幣、有価証券その他の効果品については、荷送人が託送しようとするときに、その種類及び価格を明示しない限り、その滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責を負わない。
3. 当社の荷主に対する責任は、荷物の引渡しを受けた時に始まり、これを荷主に引き渡したときに終わる。

(旅客及び荷主の責任)

○第22条 当社は旅客若しくは荷主の故意若しくは過失により又は旅客若しくは荷主が法令若しくはこの約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客又は荷主に対しその賠償を求める。

附則

1. この運送約款は令和2年11月1日より実施する。
2. ○印は抜粋板掲示条文。

運送約款運用説明

普通索道事業運送約款運用説明

第1条関係（適応範囲）………（制定の目的）

この運送約款は、普通索道事業の旅客と索道事業者との運送上の関係を、法的な運送請負契約として相互の責任と義務を明確化するために制定するものである。

（商法第569条）

第2条関係（係員の指示）

旅客は、例えば乗車時における秩序、乗客の行為の制限及び運転室への立ち入り禁止、索道施設の操作の禁止等安全輸送のために行った係員の必要な指示に従わなければならない。

これらの安全輸送のための正当な指示や注意事項に従わない旅客に対しては、場合により第3条に規定する輸送の引受けを拒絶し又は索道施設内から退去させることができる。

第3条関係（運送の引受け）

この条は、第4条及び第5条の場合を除いて、旅客の正当な申し出による運送は引き受けなければならない。

第4条関係（運送の引受けの拒絶）

索道事業者は、正当な事由のない限り、運送の引受けを拒むことはできない。（第3条）正当な事由とは次のような場合をいい、この場合運送の引受けを拒絶しなければならない。

1. この約款によらない運送を要請されたとき。
2. 当該運送に適する設備がないとき。
3. 例えば「伝染病予防法」の指定患者、「軽犯罪法」又は「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」に該当すると認められる等、他の旅客に迷惑を及ぼすおそれのある状態の旅客から運送を要請されたとき。
4. 泥酔者、未就学児、移動制約者等のうちで運送上その安全を期しがたいと認められる状態の旅客から運送を要請されたとき。
5. 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第37条の風、雨、雪、霧等又は天災等により索道の運転を中止しているとき、その他やむを得ない事由がある場合に運送を要請されたとき。
6. 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第40条及び索道施設に関する技術上の基準の細目を定める告示第2条により持込を禁止されている次の物品を携帯している旅客が乗車しようとするとき。
 - (1) 火薬類〔火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条1項に規定する火薬類をいう。〕
 - (2) 100グラムを超えるがん具用煙火
 - (3) 撃発油、灯油、軽油、アルコール、二酸化炭素その他の引火性液体（喫煙用ライター及び懐炉に使用しているものを除く。）
 - (4) 100グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類（ニトロセルローズを主たる材料

とした生地製品、半製品及びくずをいう。)

- (5) 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素水、過酸化ソーダその他の爆発性物質
- (6) か性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質
- (7) 高圧ガス [高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高圧ガスをいう。]
- (8) クロロピクリン、メチルクロライド、液体青酸、クロロホルム、ホルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質
- (9) 500グラムを超えるマッチ
- (10) 電池(乾電池を除く。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、他の旅客に危害を及ぼすおそれのある物品

第5条関係(運送の制限)

この条は索道施設に関する技術上の基準を定める省令第37条の危険を避けるため、定員若しくは個数の制限等必要な措置を講ずるためのものである。

第6条関係(乗車券類の所持)

乗車券類は旅客1人が1枚を所持することが原則になっている。

第7条関係(乗車券の発売)

乗車券類の発券場所は、一般的には索道事業者が設けた出札所において発売することになっているが、それ以外の場所でも発売している例があることから出札所等と表現している。

第8条関係(乗車券等の効力)

乗車券類は、表面に表示されている条件(通用区間、通用期間、有効乗車回数、回数券の使用有効人員等)に従って使用する場合に限りその効力を有するものである。

ただし、日数券等については、当該リフト券を同一人が占有して使用する場合に限って有効である。

2. 汚損により券面表示事項、入鋏の有無等の判断ができない場合又は故意に偽造、改、変造された乗車券類、その他転売、転貸された乗車券など不正な手段により取得したと認められる乗車券類はその効力を有しない。

ただし、旅客からあらかじめその旅客の所有する汚損した乗車券類について、新券との交換要請をうけたときは、その交換要請が旅客の詐欺的行為ではないと認められるものについては、新券と交換する。

3. 営業期間中の途中において運賃及び料金を変更した場合は、すでに発売した乗車券類はその券面の表示運賃及び料金の額にかかわらず有効とし、運賃及び料金の追徴等は行わない。

第9条関係(乗車券類の無効)

通用期間を経過したもの、券面表示事項の判読困難となったもの及び偽造、改、変造したもの並びに転売、転貸された乗車券など不正な手段により取得したものは無効である。

また使用者名の記載のある乗車券にあっては、その記名人以外の者が使用する場合、また書換えや再発行した場合における原券も無効である。

第10条関係（乗車券類の提示及び入鋏等）

索道事業者は、旅客の乗車券類の所持及びその乗車券類の効力の有無を確認し、また第4条各項による運送上の適否を確認するため旅客の乗車時において乗車券類の提示を求め、それを確認、入鋏又は回収を行う。

第11条関係（運賃及び料金並びに適用方法）

運賃及びその適用方法については、運輸局長に届出、受理された事項を出札所に提示するとともに届出条項に反する取扱いはしない。

ただし、運輸省令で定める「積雪地においてスキーをしようとする旅客を運送する普通索道」は、主たる事務所その他の営業所又は出札所において掲示した運賃及び備付けの適用方法による。（鉄道事業法第36条）

第12条関係（運転中止の場合の運送中の旅客に対する取扱い）

事故、その他の事由により不意に索道の運転を中止した場合で運送中の旅客がいるときは、その旅客の途中降車等の安全措置を講ずるとともに、運転再開後における有効乗車券類（証票）の無償交付をする等、運送継続の責任をはたすために必要な措置を講じなければならない。

（民法632条）……（鉄道運輸規定第17条）

第13条（割増運賃表）

第10条の規定により乗車券類の提示を求めたときに有効な乗車券類を提示せず当社の請求に応じて運賃及び料金の支払いをしなかったとき並びに第9条の規定による無効となった乗車券類を使用したときは、割増運賃規定による割増運賃を徴収する。

第14条（運賃の払戻し）

天災や索道運転事故の発生などの索道事業者の原因で索道の運転ができない場合は、旅客の請求により運賃の払戻しを行う。

ただし、風、雨、雪、霧等や停電時の一時的な運転中止の場合は運転中止が一時的なものであるため、払い戻しの対象とはしないが、運転中止が長時間となるような場合は払戻しをしなければならない。

また、前条の規定により有効乗車券類を交付された旅客が、索道の運転再開の見通しが立たないため、その券等で払戻しを請求した時も払戻しをしなければならない。

第15条関係（乗車券類の紛失）

この条は旅客が乗車券類を紛失した場合において係員がその事実を認めることができないときは、乗車を拒むことができる。

第16条関係（日数券等の乗車券の再発行）

乗車券類を紛失した場合は原則として再発行しないが、旅客が官公署発行の災害その他の事故により、乗車券を滅失した事実の証明書を提出して、再発行の請求をしたときは、原券と同じ効力を有する乗車券類を発行する。

シーズン券等長期間使用できる乗車券が発売されたようになったことから、この条を設けた

ものである。

ここでいう証明は「滅失の事実の照明」であるから、単なる届出（例えば盗難届）の受理証明は含まれない。また官公署といつても警察なり、消防なり滅失の事実を証明できる権限のある官公署であることが必要で、学校長の証明ではここでいう官公署の証明にはならない。

第17条関係（責任の始期及び終期）

索道事業即ち運輸事業としての運送についての責任の始期と終期を明示したものであって、運送以外の責任は別にあり、例えば乗り場や降り場などで発生した事故であっても、索道事業者に責任がある場合は、施設の管理者として賠償しなければならない。

第18条関係（旅客の遵守すべき事項）

安全輸送のための旅客の遵守事項を定めたものである。

第19条関係（旅客に関する責任）……（商法第590条）

旅客を運送中に旅客の生命身体を害したときはその損害に対し、索道事業者は賠償しなければならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合は除く。

- (1) 索道事業者が、索道の運行に関し、索道施設に関する技術上の基準を定める省令及びその他の法令上の注意を怠らなかつたこと並びに索道施設に欠陥又は機能の障害がなかつたことが事故発生時の状況証拠、物的証拠を通じて証明されたとき。
- (2) 生命または身体を害した旅客の故意若しくは過失が事故発生の原因であったことが事故発生時の状況証拠、物的証拠等により証明されたとき。（状況証拠、物的証拠についての第三者の保証行為）

第20条関係（手回り品等に関する責任）……（商法第592条、第594条）

旅客を運送中、スキー、衣服、その他旅客の手回り品が滅失、き損、破損しても索道事業者に過失責任のないものは、損害賠償の責を負わない。

第21条関係（荷物に関する責任）

当社及び当社の係員が荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかつた場合は、損害賠償の責を負わない。

第22条関係（旅客及び荷主の責任）……（民法第709条）

附則

1. この運送約款は、索道事業者の本社並びに営業所、出札所等に常備しておかなければならぬ。
2. 旅客に対し、常にこの運送約款が制定してあることについての周知をはからなければならぬ。
3. この運送約款は、旅客の要請により隨時閲覧に供しなければならない。

運賃払い戻し規定

この払い戻し規定は、梅池ゴンドラリフト株が定めた「索道事業運送約款」第14条（運賃の払い戻し）により定めている。

条約は「索道事業運送約款運用説明」で説明し運用規定が専用に規定されている。

（目的）

第1条 この目的は運賃払い戻しに関する必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 運賃の払い戻しはこの規定により行わなければならない。

（天災等の場合の払い戻し）

第3条 天災及び当社の責により索道の運転ができない場合は、旅客の請求に基づき次の各号により払い戻しをするものとする。

- 1、普通旅客運賃、団体旅客運賃、身体障害及び精神薄弱者割引運賃は
片道券は券面表示運賃額
往復券は券面表示運賃額
往復券において往路を乗車し、復路を払い戻す場合は券面表示額の半額
この場合、計算上生じた10円未満の端数はこれを10円単位に四捨五入する。

（旅客の都合により払い戻しをする場合）

第4条 普通索道及び単線自動（固定）循環式特殊索道の往復券において、往路を乗車し復路を払い戻す場合は往復運賃額から片道運賃額を差し引いた残額とする。

この場合の計算上生じた10円未満の端数はこれを10円単位に四捨五入する。

- 2、旅客の都合で払い戻しを行う場合は、規定の払い戻し手数料を徴収致します。

（運用説明）

- 1、旅客に対し出札所での現金払い戻しを行う場合は、旅客所持券が当社（通し券含む）区間乗車券所持の場合に限る。
 - 1) 出札所にて引換前の（船車券、バウチャー券、前売引換券等）は不乗証明書もしくは証明印（トレッキングチケット不乗専用）で処理し購入（発行）場所にて払い戻しを頂くよう案内をする。
- 2、乗車券により払い戻しを行う場合、責の如何によって払い戻し条件を第3条、第4条を選択する。
 - 1) 払い戻しを行うにあたり乗車された（輸送が終了している事が条件）区間運賃は徴収（前提）する。
 - 2) 乗車券に運賃表示のない団体旅客運賃、身体障害及び精神薄弱者割引運賃を適用し乗車している場合は基本運賃に基づいて算出する。

3、当社マイクロバスによる不通区間の代行運転をした場合、旅客がバス利用をしてもその区間（所持乗車券乗車区間）は不通と判断し払い戻し対象とする。

割増運賃規定

第10条の規定により乗車券類の提示を求めたときに有効な乗車券類を提示せず当社の請求に応じて運賃及び料金の支払いをしなかったとき、並びに第9条の規定による無効となった乗車券類を使用したときは、運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃を徴収する。

ただし、半日券、1日券、2日券、3日券、シーズン券等については、その期間満了後に使用した場合は、通用期間満了の日の翌日からその事実を発見した日まで毎日1日券で乗車したものと見なして計算した1日券運賃並びにこれと同額の割増運賃を徴収する。